

No. 44

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
設楽町	生活課	0536-62-0522	直通	0536-62-1675
住所	〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字辻前14		担当者氏名	寺田 暁人
URL	http://www.town.shitara.lg.jp /		E-mail	seikatsu@town.shitara.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	398,000	—	11～20人槽	補助しない	—
6～7人槽	462,000	—	21～30人槽	補助しない	—
8～10人槽	583,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [2019年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
	10						10

前年度実績基数 (10基)

(3) [補助対象地域]

農業集落排水事業実施区域以外の地域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽で、平成16年6月29日付環廃対発第040629005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「浄化槽設置整備事業の実施について」の別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱の第3の(2)「事業の対象となる浄化槽等目標基準」に適合するもの

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③販売又は賃貸借の目的で建築された住宅に浄化槽を設置しようとする者
- ④既に補助金が交付されている者
- ⑤町税等を滞納している者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ②設置場所の位置図
- ③配置・配管図及び排水経路図
- ④誓約書
- ⑤浄化槽設置工事見積書、契約書の写し及び設置工事の工程表
- ⑥住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑦全国浄化槽推進市町村協議会登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑧（一社）全国浄化槽団体連合会浄化槽機能保証制度による保証登録証
- ⑨工場生産浄化槽認定シート
- ⑩浄化槽設備士免状の写し及び施工技術特別講習会修了書の写し
- ⑪その他町長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：事業完了の日から起算して10日を経過した日又は翌年の4月10日のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査依頼書の副本及び浄化槽法定検査契約書の写し
- ③浄化槽設備士が施工状況を確認したことを証する工事チェックリスト
- ④施工の写真
- ⑤浄化槽の設置に要した費用の請求書及び領収書の写し
- ⑥その他町長が必要と認める書類

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください